



〈スローガン〉

「高めよう!一人ひとりの人権感覚」

「人権啓発センター」を紹介します

人権啓発センターは、さまざまな人権問題の解決をめざし、市民の皆様へ情報の提供を行ったり、人権学習のお手伝いをしたりするとともに、思いやりの心にあふれた「人権を尊重するまちづくり」を推進し、誰もが住みよい岐阜市を実現しようと人権教育・人権啓発に積極的に取り組んでいます。

「あったかハートちゃん」

平成15(2003)年に
岐阜総合学園高等学校の
生徒がデザインした、
岐阜市の人権啓発シンボルマーク

具体的には、次のような仕事をしています。

- ・人権に関する事業の企画、調査及び総合調整に関すること
- ・人権尊重推進強調月間の講演等、市民の学習・研修・講座等の実施
- ・人権教育、人権啓発資料の作成・発行等、各種人権情報の収集発信
- ・研修講師、リーダー等の人材育成への支援
- ・研修・学習を支援する相談
- ・DVD やビデオなどの視聴覚教材の収集と貸出管理
- ・簡易な人権相談と専門機関への紹介・連絡の実施
- ・同和問題・同和対策に関すること
- ・人権擁護委員等人権推進団体との連携に関すること



〈啓発推進係の主な業務〉

人権に関する事業の企画・調査及び総合調整、同和対策、人権教育・啓発行動計画の推進、地域人権教育の推進、人権教育の重要課題に関する啓発、人権擁護委員等関係団体との連携・協力

〈貸出等ご利用可能な資料・備品〉

- ・人権に関するさまざまな分野の書籍
- ・人権啓発 DVD・マンガ
- ・人権啓発プレゼン資料
- ・学習リーフレット、啓発資料等
- ・DVD プレーヤー
- ・DVD デッキ
- ・プロジェクター
- ・研修会の打ち合わせ会議等のための大テーブル及びホワイトボード

〈人権啓発センターの沿革〉

市民部人権推進課と教育委員会社会教育課人権教育係が合併して2003(平成15)年に市民参画部人権啓発センターが発足しました。その後、2020(令和2)年4月から「市民協働推進部 人権啓発センター」となりました。

住所 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所(2階)

ホームページQRコード

電話 058-214-6119

ファックス 058-265-1020

メールアドレス jinken@city.gifu.gifu.jp



これだけは知っておきたいさまざまな人権問題

正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

～ よく生き合おう ～

日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

岐阜市・岐阜市教育委員会

さまざまな人権問題について正しく知りましょう

◇ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

日本人は、大昔、大陸と陸続きだったころ、南法や北方のいろいろな民族が移住して形成されました。その後、中国や朝鮮半島から移り住んだ人たちが、新しい文化や技術を伝えていったと考えられています。また、北海道を中心にアイヌ民族が、沖縄には琉球民族が、古くから住んでいました。このように、日本列島には様々な民族が住み、共存してきたのです。

アイヌの人々は、固有の言語(アイヌ語)や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)等の独自の豊かな文化をもっています。しかし、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られていないと言いき難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、結婚や就職等において偏見や差別が依然として存在しています。

このような状況に対して、アイヌ民族の正当な地位を築こうという気運が高まり、1997(平成9)年に、アイヌ文化を振興し、伝統を尊重する「アイヌ文化振興法」が成立しました。2008(平成20)年には、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を受け、国会で「アイヌ民族を先住民族とする決議」が行われました。また、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)第7条の規定に基づき、政府が定めることとしている「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が令和元年9月6日に定められました。現在、アイヌの人々は、自分たちの文化の継承や、民族としての教育の充実をめざしています。国や地方公共団体も民族としての誇りが尊重される社会に向けて支援を行っています。



熊はアイヌ語で「キランカムイ(山にいる神)」または「カムイ」
アイヌにとってもっとも大切な動物です

◇ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として、シンポジウムの開催やポスターの掲示等、国民の関心と認識を深める取組を行っています。

◇ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」より(抜粋)
第一章 総則(定義) 第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

自立の意思がありながら、やむを得ない事情で「ホームレス」となり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在し、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題が起こっています。

そのため、2002(平成14)年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」(10年間の時限立法、5年延長)が制定されました。同法に基づいて、2003(平成15)年「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」(2019(平成30)年更新)が策定されています。

ホームレスの自立を図るためには様々な取組が必要です。近隣住民の人権も配慮しながら、偏見や差別の解消をめざして、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。岐阜市においても、NPO団体など関係諸機関と連携して、生活相談をはじめとする自立支援のための取組を進めています。



◇ 人身取引(性的サービスや労働の強要等)をなくそう

性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

我が国は、2004(平成16)年、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」のもと、「世界一安全な国、日本」を創り上げる取組を進めています。



「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条は、次のとおり定義している。

第3条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

◇ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。



私たち一人ひとりが
正しく知ることが 相手を思いやる ことに
つながります

